

大阪市規則第 120 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する 規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則(平成 5 年大阪市規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第 4 節 産業廃棄物の処理(第 29 条 - 第 33 条)」を「第 4 節 産業廃棄物の処理(第 29 条 - 第 32 条) 第 5 節 産業廃棄物処理施設(第 33 条 - 第 33 条の 6)」に改める。

第 28 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号中「第 23 条の 2」を「第 23 条の 2 の 14」に改め、同条第 6 号中「(以下「意見書」という。)」を削る。

第 3 章第 4 節中第 32 条及び第 33 条を削り、第 31 条を第 32 条とし、第 30 条を第 31 条とし、第 29 条を第 30 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

(産業廃棄物の保管の届出)

第 29 条 条例第 23 条の 2 の 2 の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 保管を行う事業場の配置図及び当該事業場の付近の見取図
- (2) 保管の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (4) 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る計算書
- (5) 保管の用に供する施設が保管する産業廃棄物の荷重に対して構造耐力上安全であることを示す設計計算書
- (6) 条例第 23 条の 2 の 2 の届出書を提出する者(以下この条において「届出者」という。)が保管を行う事業場の敷地である土地、当該保管の用に供する施設及び第 3 号に規定す

る施設の所有権(届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類

(7) 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合には、委託契約書の写し

2 条例第 23 条の 2 の 2 第 4 号の産業廃棄物の保管に関する計画においては、次に掲げる事項について定めなければならない。

(1) 保管の方法に関する次に掲げる事項

ア 保管を行う事業場の敷地である土地の面積及び当該土地のうち保管の用に供する施設に係る部分の面積

イ 産業廃棄物の種類ごとの容器の使用の有無その他保管の方法

ウ 政令第 6 条第 1 項第 1 号イ及びロ並びに第 6 条の 5 第 1 項第 1 号ロ、ハ及びニに掲げる積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する措置

(2) 産業廃棄物の搬入に関する次に掲げる事項

ア 産業廃棄物の発生場所

イ 搬入の方法

ウ 1 月当たりの搬入の回数及び搬入量

エ 搬入を行う時間帯

(3) 産業廃棄物の搬出に関する次に掲げる事項

ア 搬出先の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

イ 搬出の方法

ウ 1 月当たりの搬出の回数及び搬出量

エ 搬出を行う時間帯

(4) 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項

ア 処分の方法

イ 1 月当たりの処分の回数及び処分量

ウ 1日当たりの処理能力

エ 処分に伴い発生する産業廃棄物の搬出先の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(5) 保管開始予定年月日

3 条例第23条の2の2第6号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 届出者が営む事業の種類

(2) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

(3) 届出者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号

(4) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた者である場合には、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号

(氏名の変更等の届出)

第29条の2 条例第23条の2の3の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 保管を行う事業場の名称及び所在地

(3) 条例第23条の2の2の規定による届出を行った年月日

(4) 条例第23条の2の2第1号から第5号までに掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容及び変更年月日

(5) 産業廃棄物の保管をしなくなった場合には、保管をしなくなった年月日

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第 23 条の 2 の 2 第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に変更があった場合 前条第 1 項第 6 号に掲げる書類

(2) 条例第 23 条の 2 の 2 第 4 号に掲げる事項に変更があった場合 前条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる書類のうち必要と認められるもの

3 第 1 項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 条例第 23 条の 2 の 2 第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更の日の 10 日後の日

(2) 条例第 23 条の 2 の 2 第 4 号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更後の産業廃棄物の種類及び数量その他産業廃棄物の保管に関する計画による産業廃棄物の保管を開始する日の 2 週間前の日

(3) 産業廃棄物の保管をしなくなった場合 保管をしなくなった日の 10 日後の日

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載事項等)

第 29 条の 3 条例第 23 条の 2 の 5 第 1 項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 産業廃棄物の搬入年月日、搬入に使用した自動車の自動車登録番号及び搬入を担当した者の氏名

(2) 搬入した産業廃棄物の種類、数量及び発生場所

(3) 産業廃棄物の搬出年月日、搬出に使用した自動車の自動車登録番号及び搬出を担当した者の氏名

(4) 産業廃棄物の搬出先の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに搬出先ごとの産業廃棄物の種類及び数量

(5) 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、処分を行った年月日、処分を担当した者の氏名及び処分の方法並びに当該産業廃棄物の種類及び数量

(6) 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに産業廃棄物処理

業の許可番号並びに当該委託に係る法第 12 条の 3 第 1 項に規定する産業廃棄物管理票の交付番号

(7) 産業廃棄物の搬入、搬出又は処分があった日ごとの当該産業廃棄物の保管を行う事業場における保管量

2 条例第 23 条の 2 の 3 の保管の届出者（以下「保管の届出者」という。）は、毎月末日までに、前月中における前項に規定する事項を条例第 23 条の 2 の 5 第 1 項の帳簿に記載しなければならない。

3 保管の届出者は、前項の帳簿を 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

（産業廃棄物の保管の場所における表示）

第 29 条の 4 条例第 23 条の 2 の 6 の規定による表示は、縦及び横それぞれ 60 センチメートル以上の掲示板を設置して行わなければならない。

2 条例第 23 条の 2 の 6 の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 保管する産業廃棄物の種類及び数量

(2) 保管を行う事業場の所在地

(3) 保管の届出者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)及び連絡先

(4) 保管を行う事業場の敷地である土地の所有者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先

(5) 条例第 23 条の 2 の 2 の規定による届出を行った年月日

3 第 1 項の掲示板は、政令第 6 条第 1 項第 1 号口又は第 2 号口（1）の規定により、その例によることとされている政令第 3 条第 1 号ト（1）（口）に規定する掲示板と併設しなけれ

ばならない。

第3章に次の1節を加える。

第5節 産業廃棄物処理施設

(事前協議書の記載事項等)

第33条 条例第23条の7第2項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第23条の7第2項に規定する事業計画者(以下「事業計画者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 対象処理施設(条例第23条の7第1項に規定する対象処理施設をいう。以下第33条の5までにおいて同じ。)により行う処理が他人から受託したものか否かの別
- (3) 対象処理施設の処理能力(当該対象処理施設が保管の用に供する施設である場合には保管することができる産業廃棄物の数量、最終処分場である場合には埋立地の面積及び埋立容量とする。以下同じ。)
- (4) 対象処理施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (5) 対象処理施設の設置に係る事業場の敷地である土地(以下「計画地」という。)の面積及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域
- (6) 計画地の権利関係
- (7) 搬入及び搬出の経路の幅員
- (8) 生活環境の保全のための措置の概要

2 条例第23条の7第2項の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 計画地の付近の見取図
- (2) 計画地の付近の土地の利用状況を示す書類
- (3) 主要な道路からの搬入及び搬出の経路図
- (4) 計画地における対象処理施設及びこれに附帯する設備の配置図
- (5) 対象処理施設及びこれに附属する建築物その他の構造物の概要を示す書類

- (6) 対象処理施設に係る処理工程図及びその処理工程において必要となる生活環境の保全のための措置を示す書類
- (7) 対象処理施設の処理能力を明らかにする計算書
- (8) 事業計画者が計画地又は当該計画地における建築物その他の構造物の所有権を有しない場合には、当該計画地又は当該建築物その他の構造物の所有者に対して当該計画地における対象処理施設の設置に関して説明を行った旨を証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(説明会の開催)

第33条の2 条例第23条の8第1項の関係地域(以下「関係地域」という。)は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域とする。

- (1) 条例第23条の7第1項第1号に掲げる施設 計画地の敷地境界線から15メートルの範囲の地域
- (2) 条例第23条の7第1項第2号及び第3号に掲げる施設 計画地の敷地境界線から100メートルの範囲の地域

2 条例第23条の8第1項の市長が定める者は、関係地域内の土地の所有者、管理者、占有者その他市長が必要と認める利害関係者とする。

3 事業計画者は、条例第23条の8第1項の説明会(以下「説明会」という。)において、条例第23条の7第2項の事前協議書の記載事項の内容について平易に記載した書類及び図面を配布して説明し、条例第23条の8第1項に規定する関係住民等(以下「関係住民等」という。)の質問に対し誠実に対応するとともに、条例第23条の9に規定する意見書(以下「意見書」という。)の提出ができること及び条例第23条の10に規定する見解書(以下「見解書」という。)は
が送付されることを説明しなければならない。

4 条例第 23 条の 8 第 3 項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象処理施設の種類
- (2) 対象処理施設の設置場所
- (3) 対象処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (4) 意見書の提出の方法

5 条例第 23 条の 8 第 3 項の市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 関係地域及び関係住民等の範囲を明らかにする書類
- (2) 説明会で配布する書類及び図面
- (3) 書面により説明会の開催についての周知を行う場合には、その書面の写し

6 事業計画者は、条例第 23 条の 8 第 3 項の規定により説明会の開催を周知しようとするときは、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、書面の回覧又は配布その他市長が適当と認める方法を用いなければならない。

(意見書の記載事項)

第 33 条の 3 意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 対象処理施設の種類及び設置場所

(見解書の記載事項等)

第 33 条の 4 見解書には、意見書に記載された意見に対する見解のほか、次に掲げる事項を記載し、当該見解書の内容を補足するために必要な書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 対象処理施設の種類及び設置場所

（事業計画書の記載事項等）

第33条の5 条例第23条の11第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 第33条第1項第1号から第7号までに掲げる事項

(2) 処理する産業廃棄物の性状及び荷姿

(3) 対象処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法

(4) 対象処理施設の稼働日数及び稼働時間

(5) 生活環境の保全のための措置の内容

(6) 対象処理施設の維持管理に関する事項

(7) 対象処理施設の着工予定年月日及び使用開始予定年月日

2 条例第23条の11第2項の説明会報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 説明会の開催の結果の概要

(2) 意見書の総数

(3) 意見書に記載された関係住民等の意見の要約及びこれに対する見解書に記載された事業計画者の見解の要約

3 条例第23条の11第2項の市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 第33条第2項第1号から第7号までに掲げる書類

(2) 対象処理施設及びこれに附帯する設備の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(3) 産業廃棄物の処分の用に供する施設（最終処分場を除く。）にあっては、当該処分によって生じる産業廃棄物の処理方法を記載した書類

- (4) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び
図面
- (5) 条例第 23 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる施設にあつては、法第 15 条第 3 項に規定する
書類
- (6) 計画地に係る土地登記簿謄本及び地籍図
- (7) 計画地において建築物その他の構造物がある場合には、当該建築物その他の構造物の
建物登記簿謄本
- (8) 事業計画者が計画地又は前号の建築物その他の構造物の所有権を有していない場合に
は、当該計画地又は当該建築物その他の構造物を使用する権原を有することを証する書
類
- (9) 対象処理施設に係る適正な維持管理が行われることを示す書類並びに保守点検箇所
及び点検頻度を示す書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更に係る協議の手續等)

第 33 条の 6 第 33 条から前条までの規定(条例第 23 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲
げる施設に係るものに限る。第 3 項において同じ。) は、法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条
の 5 第 1 項の規定による許可を受けようとする者について準用する。この場合において、次
の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に
読み替えるものとする。

詳細		
第33条第1項	第23条の7第2項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の7第2項
	第23条の7第1項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の7第1項
	第33条の5	第33条の6第1項において準用する第33条の5
第33条第2項	第23条の7第2項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の7第2項
	前各号	第33条の6第1項において準用する前各号
第33条の2第1項	第23条の8第1項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の8第1項
	第23条の7第1項第1号	第23条の14第1項において準用する条例第23条の7第1項第1号
	第23条の7第1項第2号	第23条の14第1項において準用する条例第23条の7第1項第2号
第33条の2第2項	第23条の8第1項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の8第1項
第33条の2第3項	第23条の8第1項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の8第1項
	第23条の7第2項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の7第2項
	第23条の9	第23条の14第1項において準用する条例第23条の9
	第23条の10	第23条の14第1項において準用する条例第23条の10
第33条の2第4項から第6項まで	第23条の8第3項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の8第3項
第33条の5第1項	第23条の11第1項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の11第1項
	第33条第1項第1号から第7号まで	第33条の6第1項において準用する第33条第1項第1号から第7号まで
第33条の5第2項	第23条の11第2項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の11第2項
第33条の5第3項	第23条の11第2項	第23条の14第1項において準用する条例第23条の11第2項
	第33条第2項第1号から第7号まで	第33条の6第1項において準用する第33条第2項第1号から第7号まで
	前号	第33条の6第1項において準用する前号
	前各号	第33条の6第1項において準用する前各号

2 条例第 23 条の 14 第 2 項において読み替えて準用する条例第 23 条の 7 第 1 項の市長が定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 23 条の 14 第 2 項において読み替えて準用する条例第 23 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる施設の処理能力が 10 パーセント以上増加する変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、周辺的生活環境への負荷を増大させることとなる変更

3 第 33 条から前条までの規定は、法第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項又は法第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出をしようとする者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

詳細		
第33条第1項	第23条の7第2項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の7第2項
	第23条の7第1項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の7第1項
	第33条の5	第33条の6第3項において準用する第33条の5
	対象処理施設の処理能力	対象処理施設(変更後の対象処理施設をいう。第33条の6第3項において準用する第33条の5第1項第7号を除き、以下同じ。)の処理能力
第33条第2項	第23条の7第2項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の7第2項
	前各号	第33条の6第3項において準用する前各号
第33条の2第1項	第23条の8第1項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の8第1項
	第23条の7第1項第1号	第23条の14第2項において準用する条例第23条の7第1項第1号
	第23条の7第1項第2号	第23条の14第2項において準用する条例第23条の7第1項第2号
第33条の2第2項	第23条の8第1項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の8第1項
第33条の2第3項	第23条の8第1項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の8第1項
	第23条の7第2項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の7第2項
	第23条の9	第23条の14第2項において準用する条例第23条の9
	第23条の10	第23条の14第2項において準用する条例第23条の10
第33条の2第4項から第6項まで	第23条の8第3項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の8第3項
第33条の5第1項	第23条の11第1項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の11第1項
	第33条第1項第1号から第7号まで	第33条の6第3項において準用する第33条第1項第1号から第7号まで
	着工予定年月日及び	変更に係る工事の開始予定年月日及び変更後の対象処理施設の
第33条の5第2項	第23条の11第2項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の11第2項
第33条の5第3項	第23条の11第2項	第23条の14第2項において準用する条例第23条の11第2項
	第33条第2項第1号から第7号まで	第33条の6第3項において準用する第33条第2項第1号から第7号まで
	前号	第33条の6第3項において準用する前号
	前各号	第33条の6第3項において準用する前各号

4 条例第 23 条の 14 第 3 項において読み替えて準用する条例第 23 条の 7 第 1 項の市長が定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 23 条の 14 第 3 項において読み替えて準用する条例第 23 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる施設の処理能力が 10 パーセント以上増加する変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、周辺的生活環境への負荷を増大させることとなる変更

5 第 33 条から前条までの規定(条例第 23 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる施設に係るものに限る。) は、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定による許可を受けようとする者及び同条第 3 項の規定により準用する法第 9 条第 3 項の規定による届出を行おうとする者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

詳細		
第33条第1項	第23条の7第2項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の7第2項
	第23条の7第1項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の7第1項
	第33条の5	第33条の6第5項において準用する第33 条の5
	対象処理施設の処理能力	対象処理施設(変更後の対象処理施設を いう。第33条の6第5項において準用す る第33条の5第1項第7号を除き、以下同 じ。)の処理能力
第33条第2項	第23条の7第2項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の7第2項
	前各号	第33条の6第5項において準用する前各 号
第33条の2第1項	第23条の8第1項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の8第1項
	第23条の7第1項第2号 及び第3号	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の7第1項第3号
第33条の2第2項	第23条の8第1項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の8第1項
第33条の2第3項	第23条の8第1項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の8第1項
	第23条の7第2項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の7第2項
	第23条の9	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の9
	第23条の10	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の10
第33条の2第4項 から第6項まで	第23条の8第3項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の8第3項
第33条の5第1項	第23条の11第1項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の11第1項
	第33条第1項第1号から 第7号まで	第33条の6第5項において準用する第33 条第1項第1号から第7号まで
	着工予定年月日及び	変更に係る工事の開始予定年月日及び 変更後の対象処理施設の
第33条の5第2項	第23条の11第2項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の11第2項
第33条の5第3項	第23条の11第2項	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の11第2項
	第33条第2項第1号から 第7号まで	第33条の6第5項において準用する第33 条第2項第1号から第7号まで
	第23条の7第1項第3号	第23条の14第3項において準用する条例 第23条の7第1項第3号
	前号	第33条の6第5項において準用する前号
	前各号	第33条の6第5項において準用する前各 号

第 45 条第 1 号中「(昭和 43 年法律第 100 号)」を削る。

附則

この規則は、平成 16 年 10 月 18 日から施行する。